

## 滋賀県環境審議会自然環境部会議事録

日時：平成 23 年(2011 年)12 月 13 日(火)

午後 2 時～午後 4 時 10 分

場所：滋賀県庁職員会館大ホール

出席委員：

10 名中 7 名出席

出席：生駒委員、岩田委員、岡田委員、亀田委員、須藤委員、濱崎委員、松井委員

欠席：平山委員、深町委員、松山委員

議題：

1. 第 11 次鳥獣保護事業計画の策定について（諮問）
2. 滋賀県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画（第 2 次）の策定について（諮問）
3. 滋賀県ニホンザル特定鳥獣保護管理計画（第 3 次）の策定について（諮問）
4. 滋賀県ツキノワグマ特定鳥獣保護管理計画（第 2 次）の策定について（諮問）
5. 平成 23 年度生息・生育地保護区の指定について（諮問）

議事概要：

事務局：

定刻になりましたので、ただ今から滋賀県環境審議会自然環境部会を開催します。

皆様におかれましては、公私共々お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、開催に当たりまして、琵琶湖環境部自然環境保全課長の黒川から御挨拶申し上げます。

課長：(あいさつ)

事務局：

議事に入ります前に、当自然環境部会の成立について確認させていただきます。当部会の成立には、滋賀県環境審議会条例第 6 条第 6 項において準用する第 5 条第 3 項の規定により、部会委員の半数以上の出席が必要でございます。

本日は、委員 10 名中、現在 7 名の委員に出席いただいております。成立していることを報告させていただきます。

それでは、まず、本日配布させていただいております資料の確認をさせていただきます。次第に資料一覧をつけておりますので、御確認をお願いいたします。

事務局：

本日の議題は 5 件ございます。

一番目の議題は、「第 11 次鳥獣保護事業計画の策定について」、二番目の議題は、「滋賀県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画（第 2 次）の策定について」、三番目の議題は、「滋賀

県ニホンザル特定鳥獣保護管理計画（第3次）の策定について」、四番目の議題は、「滋賀県ツキノワグマ特定鳥獣保護管理計画（第2次）の策定について」、五番目の議題は、「平成23年度生息・生育地保護区の指定について」でございます。

これらの議題について、御審議いただきたいと思っております。

それでは、以降の進行につきましては、松井部会長、よろしく申し上げます。

議長：

それでは、お手元の議事次第にしたがいまして審議に入りたいと思います。

一つめの議題の「第11次鳥獣保護事業計画の策定について」ですが、当審議会に諮問され、部会の意見が求められています。内容について、事務局、説明願います。

事務局： 説明

部会長：

ありがとうございました。ただ今の説明について、御意見・御質問はございますか。

委員：

ワナを用いてイノシシ、シカを捕獲するときの場合についてですが、狩猟免許を所持していなくても捕獲することが出来るとのことですが、要件を緩和することについては理解が出来るのですが、現場では、ワナで捕獲したものがなにかわからない人が捕獲していたりするのです。キツネを捕獲しておいて、「ハクビシンでないか」とか。また、タヌキとアライグマの見分けがつかないとか。少なくとも、狩猟免許の取得の際には、種の同定などが試験に出ています。種の同定などの知識がほとんどない人がワナをしかけて、捕れたものがなにかわからない、処分もどうしたらいいかわからない、というようなことを引き起こす恐れがあることを想定していただいて、このような緩和をされる場合にはなんらかの策を講じておくべきだと思います。

事務局：

個人であって捕獲許可の対象となりうるものは、農業を営むものであって、自ら営んでいる農地において罠いワナに限り、免許がなくても捕獲は可能とされています。ただし、捕獲物の適切な処理ができないと認められるときには許可はされません。つまり、止め差しができないと思われる場合には、捕獲者となり得ませんので許可は出来ないこととなります。適切な処分、とは、イノシシやシカなど捕獲したものを止め差しし、埋設や焼却するなど、最終的な処分までが可能な場合のことです。この部分でしぼりがあり、現実的にはここをクリアするのは結構難しいのではないかと考えています。

委員：

つまり、ここでしぼりがあるので、最終的には狩猟免許を持っている人が関わってくることになるから、その過程で種の同定も可能である、と認識しておられるということですか。

事務局：

狩猟免許を持った方に止め差しを頼む場合は、免許を持っていない人には許可は出来ません。最終、捕殺まで出来ない、個人には許可はしません。

委員：

そこのしぼりで、錯誤捕獲は一定防ぐことが出来る、ということですね。わかりました。ただ、今現在、実際に捕まったものがなにかわからない、ということが起こっていますので、是非ともなんらかの対策を県としても講じられたらどうかと思います。

委員：

空気銃による捕獲対象鳥獣の拡大について、有害捕獲と個体数調整においては、取り逃がす恐れのない場合は大型獣にも使用が可能となるとのことですが、狩猟についてはいまままで規制は無かったとっておりますが、変わらないと認識しておいてよろしいか。

事務局：

狩猟に関しては、これまでと変わっておりません。

委員：

許可捕獲は、自分の周りに被害が起こっているからやっつけたい、ということですので。そうした場合、本人が狩猟免許を持っていない場合であっても、市町に申請を出すと許可が下りる、ということですね。このような状況であれば、錯誤捕獲の心配があります。市町の担当者のレベルはどのくらいか。申請してきた人のレベルはどのように確認するのか。これまでのように、狩猟免許の所持が必要なのであれば一定の水準に達していると思われませんが、免許所持が不要となれば、錯誤捕獲の心配がない人に許可をしています、と説明されても、ちょっとぴんと来ません。例えば、適切なパンフレットが作成されていて許可申請をしに来る人に配られているとか、30分間の講義を受けることになっているとか、なんらかの体制は出来ているのでしょうか。具体的な方法についてお聞きしたいです。

事務局：

個人であって捕獲許可の対象となりうるものについては、免許を所持している方、または垣、柵内など限られた中でカラス、ドバトまたは外来鳥獣などを捕獲する場合等、非常に限られた場合にのみです。市町に関しては、個人への許可を行う際のマニュアルを県で作成しています。ここには、実際に被害があるのか、追い払い等を実施しておりやむを得ないと思われるのか、などのチェックリストを設けております。これに基づいてチェックをした上で許可をしていただく、ということをしています。

この計画の書きぶりでは、市町はふさわしいと思われる方に許可を出すこととなりますので、反対にふさわしくないとと思われる場合には許可は出さないことができるようになっていきます。あと、市町がどのように判断するかですが、シカにしる、イノシシにしる、どの市町でもさんざん対応してきていますので、だいたい勘所はつかんでいると思います。鳥とか小動物なら怪しくなってきますが、大型獣であれば、ちゃんとわかった人へのみ許

可を出す、という体制にはなっていると思います。

委員：

わかりました。では、報告義務はどうなっていますか。

事務局：

許可証の返納が必要であり、このときに捕獲結果を記載して報告してもらうことになっています。

委員：

傷病により保護を要する鳥獣の捕獲について、職員が許可を受けることになっていると思うのですが、一般住民はどうなるのですか。

事務局：

一般の方からは、県へ連絡いただき、県から職員が行って保護することになっています。

委員：

実際には、捕まえられるのは住民ですよ。

事務局：

基本的には、国、地方公共団体の職員が、捕獲許可を受けた上で捕獲しなくてはなりません。ですので、住民の方が捕まえられるのは、厳密には違法となります。ただ、運用としては、我々が捕獲しに行くまで、一時的に保護していただいている、という感じで対応することが多いです。

委員：

基本的には許可されたものでなくてはいけない、ということですね。

事務局：

そうです。

委員：

関連してですが、傷病鳥獣救護の案件について、基本的に捕まえることは出来ない、という考えはきちんと持っていたきたい。傷ついていたから保護していた、というのをあまり寛容に認めるのはいかがか、と思います。今年の6月に、岐阜県で保護した、といってオオタカを飼養していた事件がありました。この方は岐阜県の救護ボランティアをされていた方です。傷ついていたという証言があるのですが、私が診察してみたところ、本当に怪我をしていたか非常に疑問があります。このように傷ついていたという理由で希少種を保護し飼う、というのが違法飼養の温床となっているのが明らかになった事件と思っています。傷病鳥獣救護という事業自体がこの温床となっている。はたまた感染症の伝播の問題もあります。弱っている動物を放置しておけばそれほど感染症は伝播しませんが、誰

かが持って帰って救護して、ということにより感染症が広まっていく、ということがここ近年たくさん起こっています。傷病鳥獣救護ということに関連して、様々な生物多様性上の問題が浮上しています。もはや、このような段階にまで来ています。ですので、公の事業として、税金を使ってこのような事業を行うことはいかがか、というところまで来ていると思います。今月の初めに、日本獣医師会からこのことに関する指針が出ています。今回、傷病鳥獣救護の基本的な考え方が整理されていますが、今回はともかくとして、国からも今後今までは全く違う方針が出てくると思いますので、県も国の動きを注視しておいて、対応を考えていただきたいと思います。傷病対応というのはどのような意味があるのか。もしかすると、百害あって一利無しかもしれない。このようなことが、日本獣医師会からの報告書にのるような時代ですので、傷病鳥獣救護はいいものではなく、非常なリスクを含んだものだという認識をもっていただく。また、先ほど説明がありましたが、基本的にはどのような理由があっても動物を捕まえることはいけないことだ、という認識を持っていただきたいと思います。質問ではなく意見です。

委員：

鳥獣保護センターの設置の件について、センターを整備していこうという方針は、前回、前々回の計画にも同じような文言がありました。どの程度、今回進んだのか教えていただけますか。

事務局：

鳥獣保護センターそのものについては、活動拠点となるセンターの設置などについて具体的には進んでおりません。獣医師会の御協力を得て一次治療を行っている段階です。保護センターのあり方について、今回も特には進んでいない、と申し上げざるを得ないという状況です。

委員：

10年ほどかかってまだ整備されていないのに、もう一度同じことを書き込む、ということですか。

事務局：

正直に申しまして、何も進んでいないという状況は否めないと思っています。我々としても、県のあの施設を、というように具体的に検討したことはあります。ただ、県庁の中の問題ですが、うまくいきませんでした。うまくいきませんでしたので、ある意味何もしていないとなるのは仕方がない面もあります。では、今後どうするか、についてですが、他の県のやり方などについても勉強しまして、滋賀県はかなり遅れているということを改めて感じているところです。ですので、新たな施設の設置とかは難しいのですが、機能として何が必要なのか、例えば二次救護という機能がかけているので、これをどうするのか。センターという名前なのかどうかはわかりませんが、もういよいよ待った無しでやらなくてはならないという状況にあると認識しているのは申し上げておきたいと思います。

委員：

傷病鳥獣についてですが、狩猟期間中に狩猟鳥獣の救護は必要あるのか疑問に思います。救護対象は条件をつけるとかしたほうがいいのではないかな、と思うのですが。

事務局：

そのことも含めて、傷病鳥獣というのは何のためにやっていて、どういう効果があるのか、ということについてあらためて確認しなくてはならないと思います。例えば、今はシカは対象としていないのですが、突然シカが対象外となっているのもよく考えれば変な話です。どういうものは救護して、どういうものはしないのか。実際どれくらいの数がいて、なんのためにするのか。現状は、かわいそうだからと連れてこられた動物を、放っておけないからという理由で救護するというイメージに近いのですが、本当にこれでいいのか。これらもひっくるめて、傷病鳥獣とはどうあるべきか。また二次救護の機能をどう作っていくのか。この中でセンターという話が出てくるのだろうと考えています。今までこの議論が欠けていたのは事実なので、この検討をしていきたいと思います。

委員：

センターの設置について、私は大きな進歩があったと思います。前回まで、鳥獣保護センターであったものが、今回は鳥獣保護管理センターとなっています。今、おそらく県としてやるべきことは、鳥獣の管理に関する学術研究、あるいは実際の事業をどうするのか、ということについて科学的に検討する機関が必要だと思っています。これを意識して、保護管理という表現が使われたのだと思っていますが、違うのでしょうか。

事務局：

そこまでの意図があるという意味ではないです。

委員：

そうですね。なら、そうであるべきだと意見を出させていただきます。

部会長：

では、まだ意見もあるかとは思いますが、特にこの案についてこう修正せよ、という意見はなかったと思います。これで答申ということによろしいでしょうか。答申について異議はありませんか。ありがとうございます。それでは、案について妥当と認める、と答申しますが、今、重要な意見がたくさん出ていたことはしっかりと残しておいて、今後の対策に活かしてください。

それでは、次の議題、「滋賀県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画（第2次）の策定について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： 説明

部会長：

ありがとうございました。それでは、今説明のありましたことについて、御意見、御質問をお願いします。

委員：

シカを駆除する必要があるのですが、狩猟家が減っては何も進みません。そのため、捕獲の担い手を増やすという施策が必要と思いますが、このことについて県はなにか手を打たれるのかお聞きしたいのですが。

事務局：

県としても、狩猟者の減少、高齢化については大きな問題と認識しています。このため、狩猟講習、有害鳥獣駆除の講習会を今後も続けて行きたいと思っておりますが、これに加えて、狩猟の技能講習について非常に難しいことがネックとなっておりますとお聞きしておりますので、来年度から、受講者を対象に模擬テストを実施することは出来ないかと検討しております。さしあたって、射撃場の整備などはなかなか進むものではありませんので、出来る部分からやらせていただきたいと思います。

委員：

わかりました。出来るところからやっていただくことで結構ですが、最終的には、滋賀県に射撃場を整備していただきたいと思います。

委員：

狩猟について、いまだネガティブなイメージが強いと思います。県のHPなどを活用して、なにかこのネガティブイメージを払拭できるようなことを検討して欲しい。芸能人が狩猟をしてくれると一番いいのですが、若者が狩猟してみたいな、と思うようなことをして欲しいと思います。

事務局：

そのことには問題意識を持っています。先ほど御説明したような、現在の狩猟者に引き続きやっていただく、という施策はいろいろとあるのですが、新しい人を呼び込む、というのはほとんどやっていません。農業者向けにはやっているのですが。これは他の県も同じ状況ですので、ある意味チャンスではあるのです。今、ネガティブイメージがありますので、狩猟をどんどんやろう、という批判されるかもしれないということで、各県がひいている状況にあるのではないかと思います。このような中で、面白く打ち出すことが出来れば、全国的にもアピールが出来るのではないかと思います。ただ、ネガティブイメージを持っている人は多いし、若者もスキー人口すら減っている中で、バーベキューはともかく狩猟までやるかなあ、とも思っていて、いいアイデアが無い状況です。面白く施策を打ち出せれば、そこには広大なフロンティアがあるかもしれないので、工夫してやりたいなとは思っているのですが、なにぶん知恵がありませんので、どういう人を対象に、どのようにアピールをすればいいのか、お知恵をお借りしながらやっていければ、と思います。

委員：

今すぐに結論めいたことは言えませんし、別の機会にお話しさせていただきたいと思いますが、若い人たちが入りやすいのはクレー射撃なんですね。クレー射撃をやっている人に、狩猟にも関心を持ってもらうのがいいのではないかと思います。まず射撃をやって、それから狩猟に転向していくかたも結構いらっしゃいます。もう一つは、ネガティブなイメージがあるのかもしれませんが、アウトドア的なレクリエーションについては、家族ぐるみで関心を持たれるご家庭が多いように思います。狩猟については、男だけではなく女性でも出来ますので、ご夫婦で一緒にやっておられるかたもいらっしゃいます。このように、アウトドアをやりながら、家族で狩猟も楽しむ、と。そのような施設があったらいいな、と私は思っています。一つのアイデアとしてお話しをさせていただきますので、御検討いただきたいと思います。

部会長：

後継者の話が出ているのですが、目標の頭数をここまで増やすという点が重要なポイントになると思うのですが、この点について御意見はありませんか。

委員：

頭数が増えてきているため目標頭数を増加させる、ということについては意見はありません。ただ、いま御意見があったように、具体的な目標は掲げてあるのですが、どのように体制を整備して目標を達成していくのか、目標を実現していくかの方法についての中身の記載があまり出てきていないと思います。このあたりについてお話しを聞ければな、と思います。

事務局：

1万6千頭という捕獲目標は正直きびしい数字です。現状の捕獲数は9千6百頭なのですが、これはもともと4千頭だったのを一気にここまで伸ばしてきました。このあたりが限界だろうと各市町もおっしゃっておられるので、ここからは結構難しいだろうと思っています。ただ、狩猟期の捕獲数を伸ばすことには、まだ若干の余地があると思っています。狩猟に報奨金制度を設けて捕獲を推奨している市町は、現状はいくつかに限られているのですが、これを全県共通でやってもらえれば、1万6千は無理かもしれませんが1万2千、3千くらいは行くんじゃないか。まずはここを暫定的な目標として、1、2年で到達したい。そのあと1万6千を達成するためには新しいやり方が必要になると思うのですが、まずは狩猟期の報奨金制度を全部の市町にやってもらい、1万2千程度を達成し、その次に1万6千を狙う、という2段階でやっていきたいと思っています。

委員：

新聞報道を見ていますと、猟期の延長などを考えておられるようですが、捕獲数を増やすということからはいいことだと思います。ただ、出来れば、前倒しにして早くから捕獲できるようにすれば、他府県からの入猟者も期待できます。近隣府県でも同じようなことをされています。また、報奨金の話が出ましたが、報奨金を出すだけでは捕獲にはつながらないとも思います。報奨金については、県もお出しになっておられますが、市町も出さ

れています。私がお聞きしているところでは、報奨金を支払う際のチェックが甘いように思います。新聞でもご存じだと思いますが、不正に申請をしている場合も少しあるようです。この点についても、県から市町に対してきつく指導していただければいいのではないかと思います。我々としては社会的貢献で捕獲を行っているのに、金目当てと思われるし、まじめにやっている会員が非常な迷惑を受けているのです。狩猟による捕獲数を伸ばすことについては、我々としても協力をしていますし、会員については指導もしています。ただ、指導官庁からもしっかりと指導していただかないと改善しない点もあると思います。

委員：

私自身は高島と大津に仕事場があります。どちらでも毎日シカを見るのが現状です。高島では朽木にシカの解体処理場が出来て、そこできちっと処理されたものが東京のレストランに出されています。東京のマキシムというレストランとのつながりが出来て、その後も、確かめてはいませんが、使っていただいているような状況です。夏のお肉がおいしいという話もあって、いいものがどんどん出ているようです。私どもの店でも、年中シカ肉のカツサンドという料理を出させていただいているわけですが、シカを納入いただく業者さんと話をしていると、朽木ではシカを取りすぎていい肉が取りにくい。シカの数が少なくなった、と話されていました。前にも話が出ていたと思うのですが、捕獲した後の処理について、どのように商品として使われるところまでのラインを作るか。自然のお肉で、ヘルシーでビタミンが多くて女性にはとてもいい肉だと言われていますが、それはほとんど一般の方には届いていない。例えば、豚肉や牛肉のほうが安くて、シカのほうが高いという話が出ますが、それは処理にお金がかかるからであって必要経費として払わなくてはならないものです。県民が、自然で抗生物質などの薬を飲んでいないいい肉をもっと食べる、という最後の所までフォローすべきではないでしょうか。ここで、殺す、殺さないという話ばかりではなく、捕獲されたものが最後にはどのようなになるのか、というラインが大切だと思います。県民が、ではシカ肉を買ってみようか、家庭でこのような料理をしてみようか、という話には全くいっていない。捕獲しました、殺しました、それはどうなっているのか。燃やしているのか、埋めているのか、について全く知らされていないし、知らない状況ですので、捕獲されたシカはこうなっていくよね、というラインが見えていない。シカが出てきたら困る、でも自分が殺すのはいやだ、というようなことだけになっている。ここを、朽木の例を取って、捕獲されたシカはこうなっている。ただ、それにはお金がかかっているが、ここに県や市が補助をされているのだと思いますが、ここからきちっとしたものが出て行く、そのようなラインがきちっと見えていると展望が開けるのではないかと思います。私が自分の仕事を通じて感じている感想を述べさせていただきました。

部会長：

ありがとうございます。今の資源利用の部分については本文にわずかに書いてあるだけですが、このような点は案を出すときに具体的なところも書き込まないと、という所があります。これら委員から出た意見について、県の方でよく受け止めていただいて、という必要があると思いますが、案自体をこのように変えよ、という御意見は無かったと思います。ただ、県のほうで、毎回このようなことを言いつばなしで進歩がない、というのはこまるので、実効プランが大事です。しっかりと実行していただく、ということでこの案を

お認め頂くということによろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、シカについても原案を妥当と認める、と答申したいと思います。

では、次の議題、「滋賀県ニホンザル特定鳥獣保護管理計画（第3次）の策定について」、事務局より説明願います。

事務局： 説明

部会長：

ありがとうございました。それでは、ただいま説明のあったことについて、御意見、御質問よろしく願います。

委員：

捕獲について、有害捕獲から個体数調整へ誘導することについては重要と思います。具体的に、今現在有害捕獲と個体数調整どちらもされていますが、末端の捕獲者にはその違いがわからないようになっていきます。この計画にのっとってやる場合は、県で群れごとに具体的な捕獲頭数、メス何頭、オス何頭などまで指定して、現場にまで明確に伝わるシステムを作っていただかないとダメかと思います。現在の有害捕獲のやり方は、市全域で何頭、というような感じになっています。これではきちんと群れの被害軽減につながっていません。新たな仕組みを作らなくてはなりません、ここまできちんと調べておられるので、是非ともそのような仕組みをお願いします。

事務局：

今回行った調査では、群れごとの性比や年齢構成まで125群すべてで把握できているわけではありません。御指摘のとおり個体数調整を行う際には、残る群れの年齢構成などを確認することは重要と思っていますので、今、高島市、長浜市、米原市などが個体数調整に向けた取組を進め始めておられますが、これらの市とは情報共有を密にしまして、どのような群れにしていこうかということについて話し合いを行いながら進めていきたいと思っています。御指摘については、しっかりと受け止めて、今後の対策に反映させていきます。

委員：

先ほどのシカについては、駆除がメインであって数字が出ていました。それに比べて、サルの計画は結果に結びつくところが明確になっていないように思います。生息頭数についても、もっと早い段階で見えなかったのか、というところから来ていると思います。シカならば、滋賀県にどのくらいの数が生息しているならば妥当である、という数字が環境省から出ていたとお聞きしました。では、サルについてはどうなのか。それに対して8千頭という数字がどのような位置づけになるのか。あと、サルは生活に対して見えやすいところで害を及ぼすので、町中の人には理解されなくても、山村ではサルの数を減らす必要性については理解されやすいように思います。ですので、サルについて減らそうという方向について誰も反対はしないのではないかと思います。ただ、サルはなんとなく人間に似ているものですから、捕獲ということになるとちょっと反発がある。最近、テレビでニホ

ンザルをかわいがっているような番組がありますが、ああいうペットと野生動物とのけじめが非常にだらしなくなっている。人間が律しなくてはならないのに、害が出たところで始めて律するような状況です。画面で見ている場合は、完全に画像としてみちゃっていますので、生活とは全く違うものとなっています。このような状況は、学校教育や子どもへの教育という観点で、野生とは何か、家畜とは何か、ペットとは何か、定義の考え方についてもっとはつきりさせておかないと。父親は鉄砲撃ちに行っている、子どもはペットとしてかわいがっている。母親は説明できずにいる、というような状況が、現在の家庭での現状だと思います。ですので、野生という厳しさというのを、行政として機会を得てきちっとあらゆるところに説明しなくてはならないと思いますね。家畜と野生動物と明らかに違うのですが、どこかに交わるところがある。ここが曖昧になると、愛護団体、というか愛玩団体というか、ただただねこかわいがるような団体に共感してしまうようになります。そうすると行政的施策がなにも進まなくなる。サルについては、特に、自分らの顔に似ていることもあって非常に抵抗が強いかと思しますので、このような点についても機会があるたびに、専門家に説明するのではなく、市民に理解を得られるような説明を絶えずお願いしたいと思います。最初の方は質問で、最後の方は意見です。

部会長：

ありがとうございます。サルの計画の中には合意形成の部分がありますが、御意見ではサルだけではなくもっと広い観点からの教育が必要だ、ということですね。これは、上の環境審議会の環境教育の部分で委員から御指摘いただければいいと思いますね。

事務局：

シカだと生息頭数と比例的に被害が起きるのですが、サルの場合はあまり比例はしないと思っています。山の方において、平和に生きていけばいいわけで、悪さをする群れをやっつける、というのが大事だと思っています。125 群全部をリストアップしていますが、これらはすべて被害を 10 段階で評価しています。このうち 8 以上の群れが 26 群れありますが、このような悪さをするやつをターゲットとしていく、というのが大事だと思っています。ですので、総数どれだけ、という観点とはあまりなじまないと考えています。

委員：

生物多様性という観点からは、人間に害を与えるかどうかだけの判断とは大きく違います。サルが鳥の繁殖に与える害は非常に多大なものがあります。そこまで踏み込んで、生物間のバランスにはトータル頭数が影響を持っている、エサ量にも持っていると解釈してもらう方がいいのではないかと思います。

部会長：

今の話では、人間の立場からみると害がある群れを対象とすればいいのではないかとのことだが、鳥からの視点からは、サルがいることによって鳥が影響を受けている点もありますので、人間からの立場だけ考えるのではなく、全体的なバランスの中で考えていく必要もあるのではないかと、という御意見ですね。ただ、これは鳥に害がある、これは人間に害があるという判断が出来るほどのデータはあるのでしょうか。

委員：

適正な頭数というのはわからないのですが、今現在増えているのか減っているのか、どういう水準にあるのでしょうか。それを維持しようとしているのか、どの水準に維持しようとするのか、ただ静観しようという考え方なのか、ここをお聞きしたいと思います。

事務局：

頭数については増えていると思っています。群れの数が増えていますので、頭数も増えているのは確実だと思います。ただ、シカのように年 28%もの率で一気に増えるような増え方ではないと思っています。現段階では、総生息数をどうしよう、という観点は盛り込まれてはいません。いずれにしても悪さをするやつをやっつけると被害は減るのですが、もちろん数が増えると悪さをするやつも増えますので、総生息数の管理という観点もいずれは考えていく必要があるのかもしれない。

部会長：

難しい問題だと思いますね。他の観点からの御意見はありませんか。

委員：

一般の方のペットと野生動物とのけじめについては大事だと私も思います。ただ、ある意味専門家である獣医師、あるいは獣医学教育を受けている若い学生という人たちに、野生動物と家畜、ペットとの違いをきちんとわからせる教育は出来ていない状況があります。これはとても深刻な問題であって、ここから先ほど意見があった傷病救護という問題も派生しているところがあると思います。この問題について、獣医師会と日本野生動物医学界という学会があるのですが、獣医学教育の中で野生動物を猫かわいがりする、あるいはペット的に扱う、怪我しているからかわいそう、という獣医師を育てないようにしよう、という教育が今始まろうとしています。これらもやっていく中で、一般の市民への啓発などにもつながっていくのではないかと思います、これはとても重要なことだと思います。

部会長：

山に入っていったサルにどのような環境を作ってやるか、残してやるか、についても大変重要な点だと思います。このような観点についてもこの計画には含まれているのですね。こういったことについては、この前の案を作ったときからどういった進歩があったのかなどが知りたいところですね。

委員：

僕は、野生動物との関わりについては、しっかりとけじめを取らなくてはならないと以前からもっています。馬にちょっと乗っていただけで、廃馬になるときの悲しみはもちろんあります。命が失われていくことについては悲しいですが、家畜ですからある意味仕方のない面もある。あきらめる。ただ、最近は命の大切さ、という観点がものすごく強調されて、命を持っているものは何もかも助けなくてはならない、という雰囲気は獣医の中にも確かにあります。畜産農家はどんどん減っていますが、畜産農家もかわいそうだという気持ちはもちろんありますが、我々人間のためになっていると知っているから、動物を

食料にしていますので、獣医よりも畜産農家のほうがよくわかっていると思います。

部会長：

ありがとうございます。

それでは、諮問内容とはだいぶ離れてしまった御意見も多かったのですが、諮問案に対して直す必要があるという御意見は無かったと思います。ただ、目標に対して具体的にどうやっていくのかがあまり見えてこない、という御指摘がありました。毎回出てくる問題ですので、なんらかの対応を考えていただきたいのですが、諮問内容については原案を妥当と認める、という答申を行ってよろしいでしょうか。

それでは、次の議題、「滋賀県ツキノワグマ特定鳥獣保護管理計画（第2次）の策定について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： 説明

部会長：

ありがとうございます。それでは、今説明のあったことについて、御意見御質問をお願いします。

委員：

錯誤捕獲について、これは捕殺上限に入っていると思いますが、有害の内数になっているのですか。

事務局：

錯誤捕獲は、有害捕獲とは別に考えています。錯誤捕獲は現状復帰を行わなくてはなりませんので、当然放獣となります。

委員：

わかりました。錯誤捕獲は最近増えていると思います。ワナによる捕獲が今後増えていきますと、錯誤捕獲も今後増えていく可能性があります。もちろん錯誤捕獲したものは放獣ですけれども、その対策を今後も続けていただきたい。檻に入ってしまうと、実際には殺していなくても殺したと同じような状況にしてしまいます。檻などのワナを仕掛けるときに、場所について十分注意する必要があります。明らかにクマが入る危険性が高いと思われる場所に、わかっているかかっているのかもしれませんが、なぜここに、というようなところに設置されている場合があります。そのような許可は出さないよう、市町の担当者に指導をお願いしたいです。

事務局：

錯誤捕獲について、おっしゃるとおり非常に増えています。今年は7頭の捕獲がありますが、すべてが錯誤捕獲です。これは費用的にも労力的にも大きな負担となっています。ですので、錯誤捕獲自体を予防する取組が非常に重要だと認識しています。おっしゃると

おり、捕獲檻を設置する場所について、市町と話をしながら不必要なところには置かないという体制で許可を出すことを徹底していきます。また、イノシシ等の有害捕獲でクマが錯誤捕獲される可能性のある市町には、脱出口のある檻しか今後は作らない、という話で御了解を頂いています。ただ、狩猟でも、クマが錯誤捕獲される可能性があります。狩猟では、イノシシ捕獲目的でハコワナを仕掛けること自体はなんら問題ありませんので、これによる錯誤捕獲を防止する体制を構築することが重要だと認識しています。ですので、クマが捕まる可能性のある山地でハコワナを仕掛けるときには、脱出口のないものは禁止猟具として指定できないか、ということを考えています。ただし、脱出口の設置のデメリットを唱える研究者もいらっしゃいまして、現在、京都府、福井県と脱出口の効果や形状に関する研究が出来ないか、ということを検討しているところです。このような研究データを積み上げていき、錯誤捕獲を防止する体制を作り上げていきたいと考えています。

委員：

最近、ナラ枯れが大分進んでいるようですが、ナラ枯れを防ぐ対策はなにか考えておられるのでしょうか。

事務局：

ナラ枯れは、マツくいと同様、虫による媒介で広がるものであって、防ぐことは非常に難しいとされています。広く森林内で枯れているナラ類に対しての防除対策は、具体的にはない、というのが現状です。

委員：

この間、新聞でペットボトルを使って虫をつかむ方法が紹介されていました。かなり根のいる作業みたいですが、このような対策を考えるとかはらないですか。

事務局：

限られた保全すべき区域が明確になっていけば、例えば公園であったりであれば、ビニールをまいたり、誘引物を置いたり、とかの防除が効果を出している場合もあります。滋賀県では、ナラ枯れ被害がかなり南下しており、被害が膨大に広がっている状況にあります。このような中で、森林被害としてナラ枯れ対策については、具体的な防除方法は編み出せていないというのが現状です。

委員：

滋賀県内でも、ナラ枯れの根本的な虫を殺すとかの対策はされていませんが、拡散防止のための被害木の伐倒はされており、それなりの効果が出ています。今御説明のあったとおり、被害は南下していますが、湖北ではピークは過ぎて収まりつつあります。ピークはたぶん数年だと思えます。その後には、ナメコがたくさん出てきています。見ている限り、それほどむちゃくちゃ深刻というほどでも無いように思えます。ただ、先ほど説明された保全すべき地域での拡大防止での伐倒は、引き続きやっていただきたいと思います。

部会長：

クマのエサの量とナラ枯れについては、誰も調べていないのでしょうか。

事務局：

クマの検討委員会の中で、委員からの御発言があったのですが、ナラ枯れとクマのエサ量には絶対に関係があるはずなのに、データとしては出てこないとおっしゃっておられました。ですので、その関係を調べている人はおられるみたいです。ただ、ナラ枯れがあるから、その地域のクマの出没が増える、といった明確なデータは出てこないようです。

部会長：

個体群については、北陸自動車道を境に個体群間の交流がない、という結果が出ているのですか。

事務局：

森林総研の大西先生からの研究発表データあります。北陸道というラインではありませんが、琵琶湖北部から敦賀湾の間の狭窄部分をラインとして、メスの移動はほとんどない、というデータが出ています。

部会長：

であれば、捕獲されたクマの遺伝情報がわからなくても、とれた場所で所属する個体群を判断できる、ということですね。

委員：

錯誤捕獲のことですが、イノシシやシカの檻にクマが入ってしまうことがあります。有害駆除の場合は前もってどのようなワナをどこにしかけるか、について届出をしてから設置します。ただ、狩猟に関しては、どのようにしてチェックをされているのですか。脱出口を設けてください、ということをおられると思いますが、それらのチェックについては、通報があつて初めて把握する、という状況ですか。

事務局：

その通りです。委員御指摘のとおり、狩猟についてはどこにワナが仕掛けられているか、我々はわかっておりません。実際に捕まっていると話を聞いて現場に向かったときには、すでにクマの姿はなく血糊だけが残っていた、という事例もあります。先ほども申し上げましたが、このことから錯誤捕獲を防止する工夫というのが重要と考えています。このため、クマがいる山では、脱出口のないワナを使うことはできない、ということまで規制できれば、事前のパトロールの段階で、脱出口のないワナについては、行政的に対応が出来ます。このような仕組みができないか、ということについてこれから検討していきたいと思っています。

委員：

クマは希少種になっています。滋賀県ではまだそれなりにいるようですが、数が少なく

なってしまってからでは遅いので、早めの対応が必要ではないかと思えます。

委員：

有害の捕獲について、滋賀県は移動放獣について他府県と比べてもものすごい努力をされています。捕まった個体に対しての放獣率はかなり高いと思えます。相当な努力をされておられますので、予算的にもきびしいのではないかと推測しているのですが、是非ともこれは、今後も滋賀県のメンツをかけて続けていただきたい。隣接県では、狩猟を自粛しているのに何の意味があるのかと思うくらい、有害で多くの個体を捕ってしまっている。檻についても、きちんと管理して害を出した個体を捕獲したならば閉める、というのを徹底したらいいのですが、だらだらと開けっ放しにしているため、広い地域からクマを誘引してしまっている状況があります。その上、結局移動放獣も出来ずにどんどん殺しているというのが他地域の実情です。そのようにならないように、これからは是非とも頑張りたいと思えます。きちんと監視をして管理をしていないと、他地域のようになってしまおうと思えますので、そのあたりも認識して、苦しいでしょうが是非とも現状を維持していただきたいと思えます。

部会長：

それでは、このクマの案につきましても、修正が必要だという御意見は無いようですので、これで答申ということでよろしいでしょうか。それでは、この案で妥当と認めると答申したいと思えます。

それでは、最後の議題に移りたいと思えます。最後の議題は、「平成 23 年度生息・生育地保護区の指定について」、事務局、説明をお願いします。

事務局： 説明

部会長：

ありがとうございました。今年度はサルオガセ類ということで、皆様それほどなじみが無いと思えますが、レッドデータブックに記載されている種で、今回諮問のあった地域に非常に重要な種がいることがわかった、ということです。そのため、ここを保護区にしようと言うことですが、保護区といっても非常に狭い面積ですし、杉 10 本ということですから、どうなのか、という御意見もあるかもしれませんが、このような保護区の指定について諮問がありましたので、御意見、御質問をお願いします。

私は個人的には狭いのじゃないか、とか、どうせならこのあたりの杉全部を指定したらいいのではないかと思うのですが、所有者と調整した結果、今回の案のとおりとなったということです。

委員：

なんか狭いな、と思えます。この条例に基づく保護区は、今まで全部せまいのですよね。もともとのコンセプトは、もうちょっと広いものを想定していたと思うのですが。ないよりはマシですが、もうちょっと生物多様性の確保という観点からも広いエリアを指定して

いただけたらな、と思います。難しいのでしょうか。

事務局：

そう思います。貴重な種を守るというよりも、生態系を守ると言うことが重要ですので、御指摘を念頭に置いて、指定区域だけではなく区域の周りも含めて保全していく、というスタンスで望んでいきたいと思っています。

委員：

指定しておいて、どのようにして守るのでしょうか。

事務局：

具体的には、県の水産試験場の所有地であって生産活動を行っている地域ですので、間違っただけでサルオガセ類が生育している杉を切らないようにすることが、まず必要です。それとともに、現場で希少種の生育について表示をすることはしませんが、関係者に周知を行って守っていくということと、この指定によって開発が行われないこととなりますので、これらによって保護区の環境とサルオガセ類を守っていきたいと思っています。

委員：

養鱒場の内部ですので、周りに柵を設置する、とかは必要ないのですね。広く発表するとかすることによって盗まれたりする恐れもありますね。

事務局：

水産試験場からも同様の懸念を頂きました。ですので、どの樹木にサルオガセが生育しているのか、については発表しないことを考えています。

委員：

なんでこの地に貴重なサルオガセが現存しているのかがわかりません。これがわからないと、これから森林整備事業などの山林の事業が入ると思うのですが、例えば下草を刈るなどの周辺の管理が進むことによって、風のながれ方が変わったりする可能性があります。サルオガセは、霧の巻く亜高山帯で生育の話をよく聞く種ですので、たぶん湿度が高い地域に生育するのでしょうか、なぜこの地域に生育しているのか。現在の環境を守らないと、生育している木を守っても、そのとなりの木を切ってしまって日当たり環境が変わったら消えてしまう恐れがあるのか、そのあたりは考えられてのことだとは思いますが、重要です。また、所有者は県とのことですが、その周りほどのくらいが県有地であって、守ろうと思えばどのくらいの範囲を守ることが出来るのか、我々にはわかりません。たぶん、他の木を切ったら消えてしまうのではないかな、と僕は思うのですが、どのようにお考えですか。

事務局：

たぶん杉 10 本だけを守ったとしても、あとを丸裸にしたらサルオガセを守ることは出来ないと思います。ですので、保護区の区域設定の考え方は、杉の両側 20m の幅を取って

ます。また、杉の生育から上流側は 100m としています。下流側には水産試験場の建物がありますので、そこまでとして 100m 弱になっています。上流側のラインは、県有地と民有地の境界となります。県有地の範囲で 100m とれましたので、それなりに守れるのではないかと考えています。また、サルオガセがついている木が生育している場所の地面はアスファルトになっています。アスファルトの中に杉が立っているような場所ですので、たちまち周り全体の環境が激減してしまう可能性は低いと思います。また、ここに生育している理由については、水温 12℃の湧水が常に流れていますので、このことと、微妙な日当たり環境からと考えています。今サルオガセが生育している杉は、日当たりのいい場所にあります。この周りにも杉はたくさんあるのですが、それらにはサルオガセは生育していません。これらの杉は真っ暗な林の中にありますので、サルオガセは光がなさ過ぎても生育できないのだと思います。このため、現状を維持していくという方向で考えて行こうと思っています。

委員：

この森はよく知っているのです。このあたりはほとんど植林ですよ。このあたりはほとんど植林で民有地だと思いますので、今後、何らかの環境変化があることが考えられますので、保護区にするのならば、捕られないような配慮は必要ですが、ある程度貴重なものがあるんだよ、という PR をしないと、説得力がないのではと思います。地元や所有者に協力してもらって、醒井地区全体の自然を、この保護区をきっかけとして保護していくんだ、という機運を高めていく。このようなことが起こったときに初めて、この保護区指定の意味が出てくるのではないかと思います。これを機会に、醒井地区は学術的に価値が高いんだということを盛り込んだ PR をお願いしたいと思います。

部会長：

サルオガセは、かちかちになって荒れたとんでもないようなところにあるものですので、この地域の環境を調べる上でも重要な種だと思います。この場所をみんなに知らせて捕られるのは困るのですが、研究者には知らせて調べてもらうことが重要ですね。ここだけではなくおそらく他の場所にもあるのしょうから、研究が進められていけばいいですね。そのための参考にもなるでしょうし、ここを保護区に指定することは、私個人としては非常にいいことだと思います。

それでは、この案件について、特に案の修正が必要という御意見は無いようですので、これで認めると言うことでよろしいでしょうか。それでは、案を妥当と認める、と答申したいと思います。

本日予定していた議題は以上ですが、その他について何かありますか。

委員：

参考資料の紹介をさせていただきます。シカをある一定の地域で数を減らすと、やり方によっては数年間数を減らしたまま維持することができるという文献が、ちょっと古いのですがありましたので、参考になるのではないかなと思います。シカの計画で、高山での

捕獲について、海外の事例などがありますので、これを参考にして具体的に計画を練られたらどうかと思います。いわゆるワイルドライフマネージメントではなく、ローカライズドマネージメントという言葉があります。滋賀県全体で何頭という捕獲もあるのですが、決まったエリアでシカの生息密度をどれくらい下げたら、どのくらい被害を軽減できるのか、という研究も進んでいます。それらを参考にされたらどうかと思います。

部会長：

それでは、よろしいでしょうか。これで本日の自然環境部会を終了します。委員の皆様には、長時間にわたり熱心に御議論いただきありがとうございました。事務局に、司会を返させていただきます。

事務局：

部会長ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたり熱心に御議論いただきありがとうございました。それでは、これで終了としたいと思います。ありがとうございました。

以上